

避難確保計画作成 Q & A

分類	質問内容	回答
対象施設	要配慮者利用施設とは。	<ul style="list-style-type: none"> 水防法第 15 条に定められている「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」を指します。
	なぜ避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務なのか。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 6 月 19 日付けで「水防法」が改正され、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられたためです。
作成義務の対象者	避難確保計画の作成等は要配慮者利用施設の管理者と所有者のどちらがするのか。	<ul style="list-style-type: none"> 水害時に、施設の危機管理において、適切な対応を行うことができる方による作成が望ましいです。
法人等における対応	同じ敷地内又は建物に複数の施設が存在する場合、それぞれの施設で避難確保計画の作成をするのか。	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの施設毎に作成することが基本ですが、一つの経営主体が複数の施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数の施設を一体として所有者が計画の作成・提出することや、各施設の管理者が合同して計画を作成することができます。 個別計画で作成するか、一体的に扱う計画として作成するかについては、施設の立地状況や周辺の水害リスク、利用者の特性や職員の体制等を踏まえて、各施設で判断をお願いします。
既往計画との対応	既に「消防計画」や「非常災害対策計画」、学校の「危機管理マニュアル」、「保育園防災マニュアル」を作成しているが、新たに避難確保計画を作成しなければならないか。	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画は、消防計画等の既存の計画に、下記の水防法施行規則第 16 条に定める必要事項を追記することで作成可能です。 詳しくは市ホームページに掲載の「既存の計画への追記による避難確保計画の作成」をご確認ください。 <p><水防法施行規則第 16 条></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

		<p>四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</p> <p>五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項</p> <p>ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項</p> <p>ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</p>
	既に作成している計画に追記して避難確保計画を作成したが、市に提出する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法に基づく市への報告が必要となります。
自衛水防組織	自衛水防組織とは。	<ul style="list-style-type: none"> 自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。
	自衛水防組織の設置は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> 自衛水防組織の設置は、水防法（第15条の3）において努力義務となっています。 ただし、施設利用者の安全を確保するうえで、組織の設置が有効と考えており、施設規模や運営状況等を踏まえて判断してください。
事前休業判断	様式1「事前休業の判断について」は通所部門がない場合も、記載する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 通所部門がない場合は、記載の必要はありません。
避難地図	別紙1「施設周辺の避難地図」は複数の経路を	<ul style="list-style-type: none"> 複数の避難経路を設定してください。 なお、避難経路設定の際は、極力、危険箇所を避ける経路を検討してください。

	記載する必要があるか。	
避難訓練	どのような訓練を行えばよいか。	<ul style="list-style-type: none"> • 訓練には下記のような種類があります。施設の特性を勘案して必要と思われる訓練を実施してください。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報伝達訓練 ➤ 保護者・家族等への引き渡し訓練 ➤ 施設職員の非常参集訓練 ➤ 避難訓練 <ol style="list-style-type: none"> ① 防災体制の確認（気象情報等の収集と施設内での情報共有、避難の判断） ② 施設内での避難誘導訓練 ③ 施設外での避難誘導（移動）訓練 ④ 資器材・備蓄品等の確保、移動の訓練等
	火災や地震に関する訓練を行っているが、別途水害に関する訓練を実施しなければならないか。	<ul style="list-style-type: none"> • 火災や地震を想定した訓練の中に、洪水時等の訓練と共通する内容がある場合は、避難確保計画に基づいた避難訓練とすることができます。 • 共通する内容について記載し、「避難訓練実施報告書」を市に提出してください。
	訓練は毎年実施しなければならないか。	<ul style="list-style-type: none"> • 避難確保計画に基づき、年1回以上、避難訓練を実施してください。
	訓練を実施した旨を市に報告する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> • 避難訓練実施後、市ホームページに掲載の「避難訓練実施報告書」を市に提出してください。
	訓練実施後、いつまでに「避難訓練実施報告書」を提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> • 避難訓練実施後、概ね1ヶ月を目安に「避難訓練実施報告書」を市に提出してください。
	訓練を複数日で実施する場合は、実施毎に「避難訓練実施報告書」を提出する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> • 避難訓練の内容を分けて複数日で実施する場合は、最後の訓練実施後にまとめて「避難訓練実施報告書」を市に提出してください。

	か。	
計画提出後の対応	避難確保計画の提出後に変更があった場合、再度提出する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> • 軽微な変更の場合は再提出不要です。 • 軽微な変更とは、施設の利用者・職員数の変更、情報収集手段の追加、避難確保資機材の更新、防災教育及び訓練実施月の変更などを指します。 • 防災体制や避難場所の変更等、避難体制等に関する内容を変更した場合は、市に計画を再提出してください。